

夕張市耐震改修促進計画

概要版

令和4年2月

夕張市

はじめに

1 計画策定の目的

全国的に大規模地震が頻発する中で、国は、建築物（昭和 56 年以前に建築されたもの）の耐震改修を促進することを最も重要な課題と位置づけ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」とする。）・建築基準法の改正や税制・各種補助金などによる支援制度を充実させてきている中、夕張市においても市民に対し、耐震改修の重要性・緊急性についての普及啓発、改修に対する支援制度を検討し、公共並びに民間建築物の計画的な耐震対策を実施することにより、地震による被害を減少させ、市民が安心して生活できるまちづくりを進めることを目的とした「夕張市耐震改修促進計画」（以下、「市計画」とする。）を平成 24 年度に策定し、平成 29 年度に計画の見直しを行いました。

その後も全国各地で大地震が頻発し、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されています。

また、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 30 年 12 月 21 日、国土交通省告示 1381 号）において新たな耐震化率の目標が示され、北海道では「耐震改修促進法」第 5 条の規定に基づき、「北海道耐震改修促進計画」（以下「道計画」とする。）を令和 3 年 4 月に見直しています。

夕張市においても、国や道の方針を踏まえて新たな耐震化の目標を設定し、上記の目的を引き続き推進するため、計画の見直しを行います。

2 計画期間

計画期間は令和 4 年度から令和 7 年度までとして、社会情勢の変化などで見直しの必要性が生じた場合は、適宜計画内容の見直しを行うものとします。

3 対象区域と対象建築物

計画対象区域は、夕張市行政区域全域とします。

対象とする建築物は、建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建てられた既存の住宅・建築物とします。

4 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 6 条において「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。」とされており、これに基づき策定します。

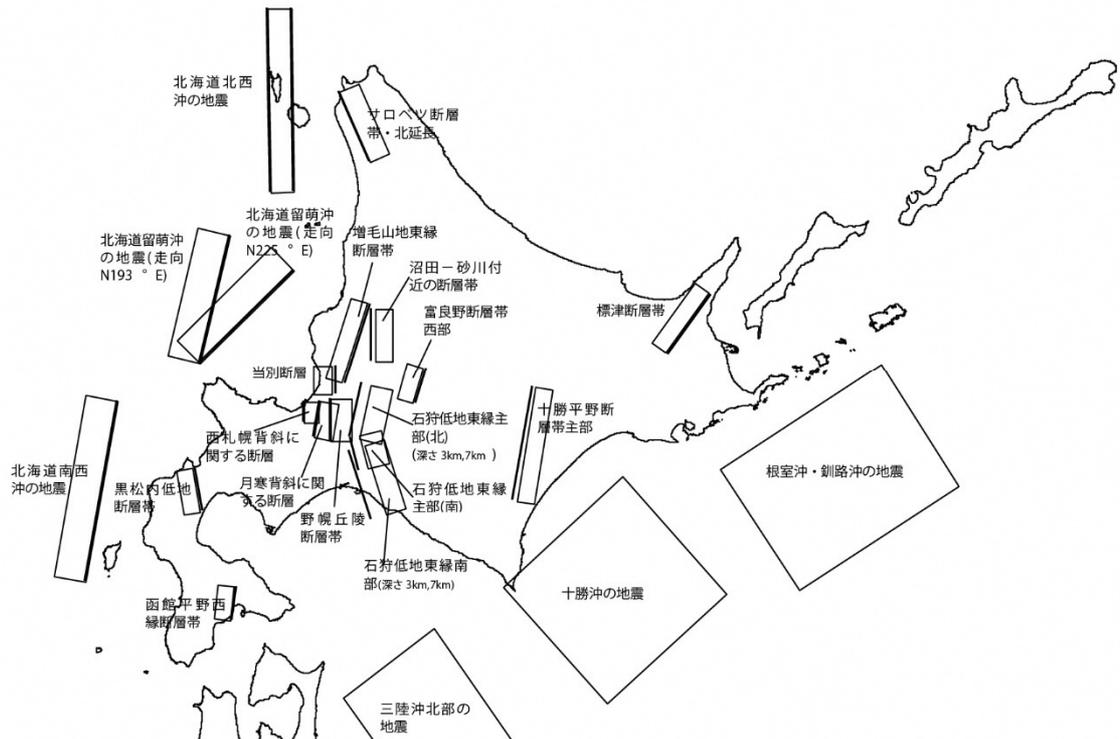
また、本計画は、耐震改修促進法、道計画の内容を踏まえるとともに、夕張市まちづくりマスタープラン、夕張市公共施設等総合管理計画、夕張市強靱化計画、夕張市地域防災計画と連携を図りながら策定しました。

1章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震及び被害状況調査

(1) 想定地震

「道計画」では、「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編 令和元年5月修正）」に基づき海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して30の地震を想定しています。



(2) 地震動評価

北海道では、想定地震のうち24地震54断層モデルの想定地震について市町村別の地震動評価を行っています。

想定地震における夕張市内の最大震度は、石狩低地東縁断層帯主部(北)深さ3km30_2、が6.2、石狩低地東縁断層帯南部(深さ7km30_5)が6.1であり、震度階級はともに6強となります。

図表 1-1 想定地震における夕張市内の平均震度・最大震度

想定地震	モデル	最大震度	震度階級	平均震度	震度階級
石狩低地東縁断層帯主部 ⑧石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ3km)	(北) 深さ3km30_2	6.2	6強	5.4	5強
石狩低地東縁断層帯南部 ⑩石狩低地東縁断層帯南部	深さ7km30_5	6.1	6強	5.2	5強

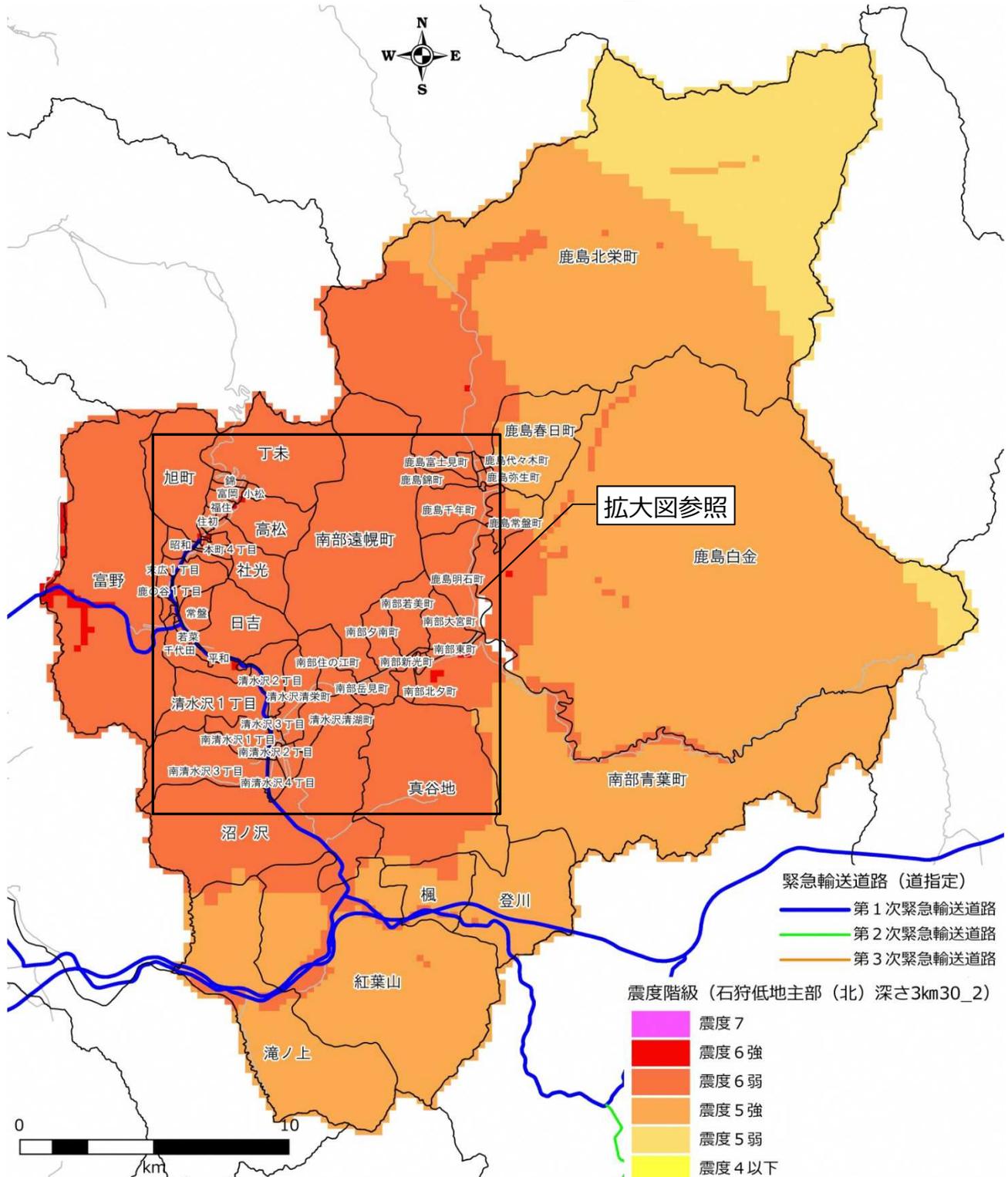
※1 市内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※2 市内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

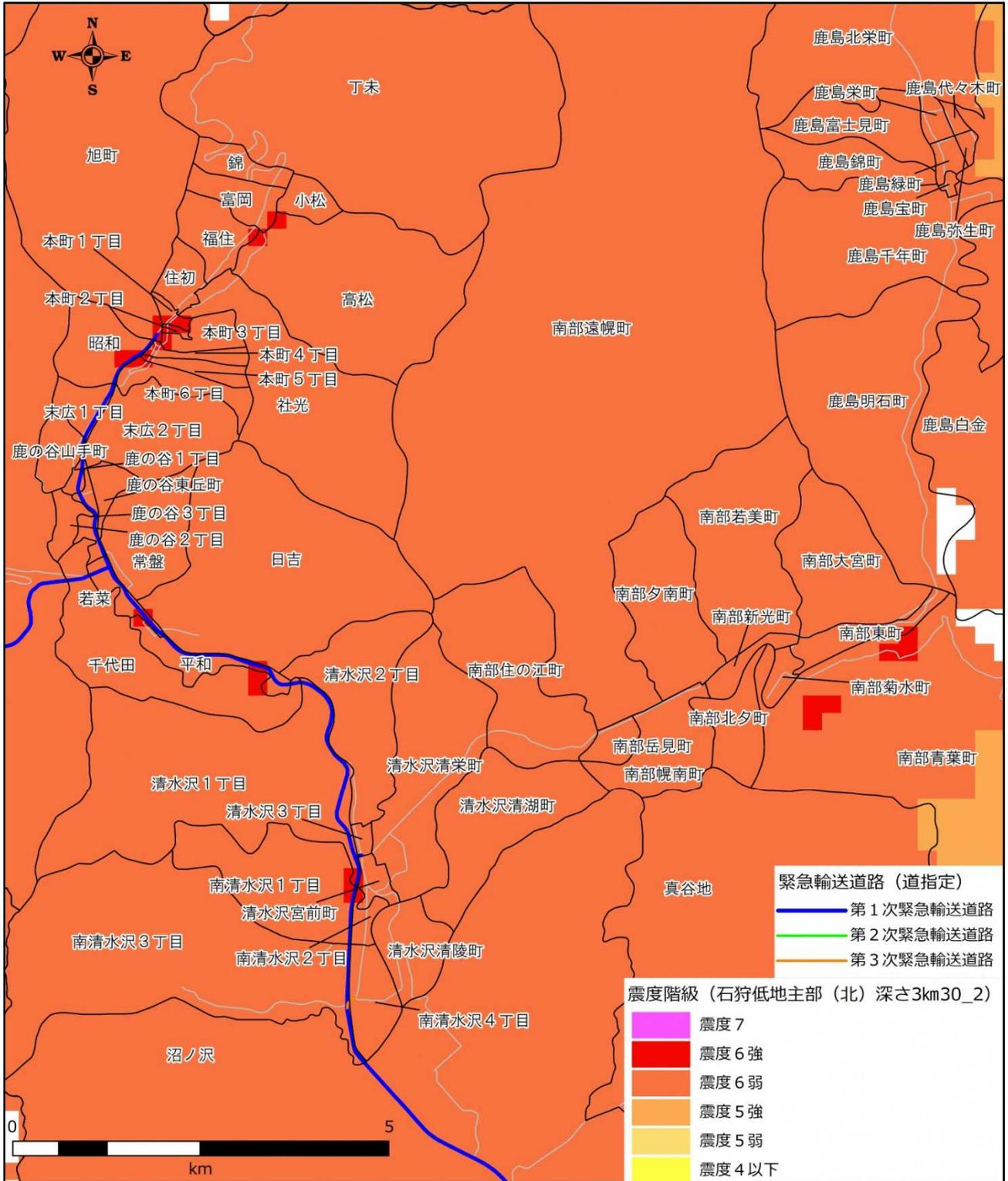
① 石狩低地東縁断層帯主部（北）深さ 3km30_2）地震における震度分布

石狩低地東縁断層帯主部（北）深さ 3km30_2）地震における震度分布（250mメッシュ）をみると、市内西部及び中央部で震度 6 弱の地域が多くみられ、一部震度 6 強の地域もみられます。そのほかの地域では震度 5 強の地域が多く、北部の一部には震度 5 弱の地域も見られます。

図表 1-1 石狩低地東縁断層帯主部（北）深さ 3km30_2）地震における震度分布



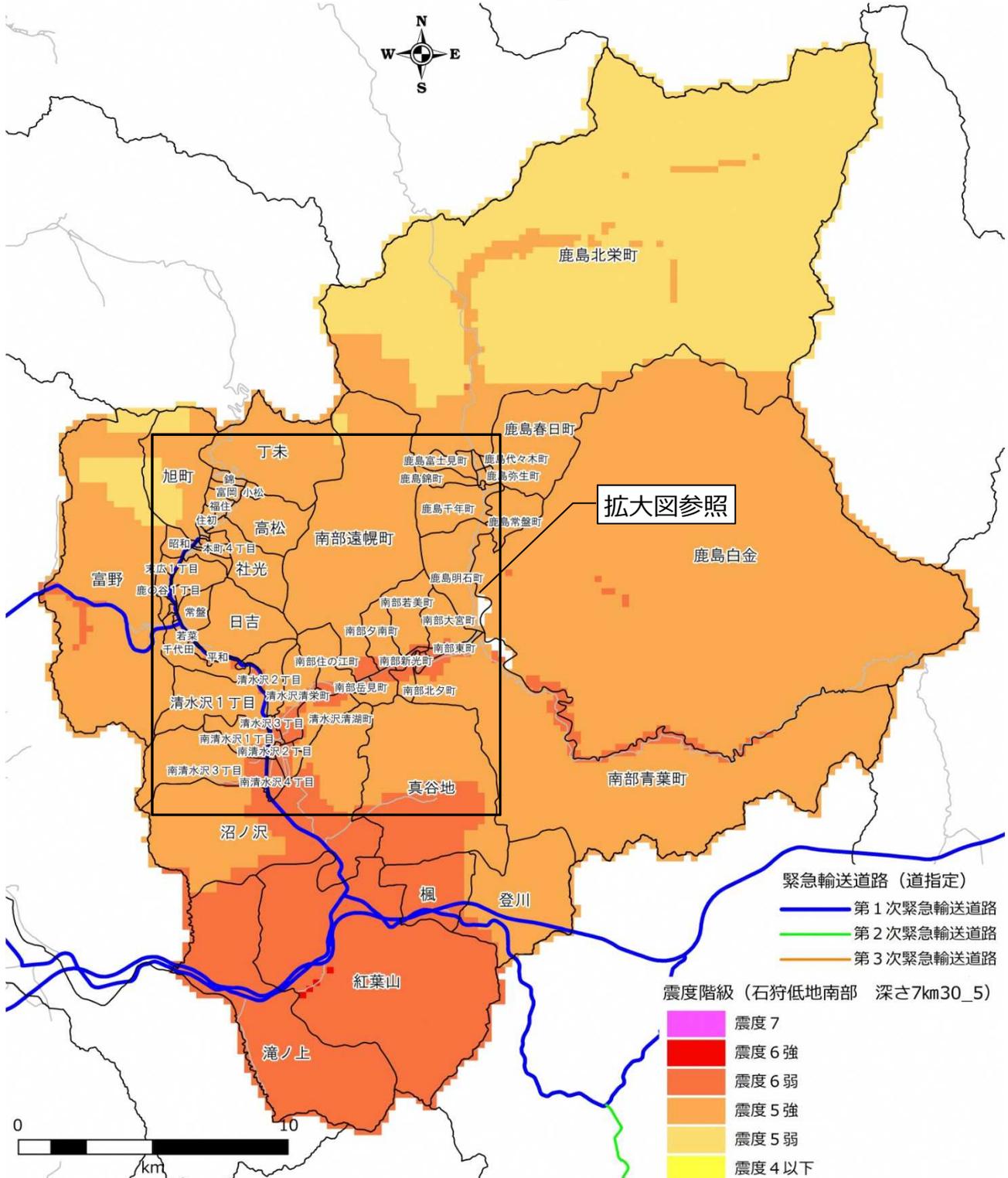
図表 1-2 石狩低地東縁断層帯主部（（北）深さ 3km30_2）地震における震度分布・拡大図



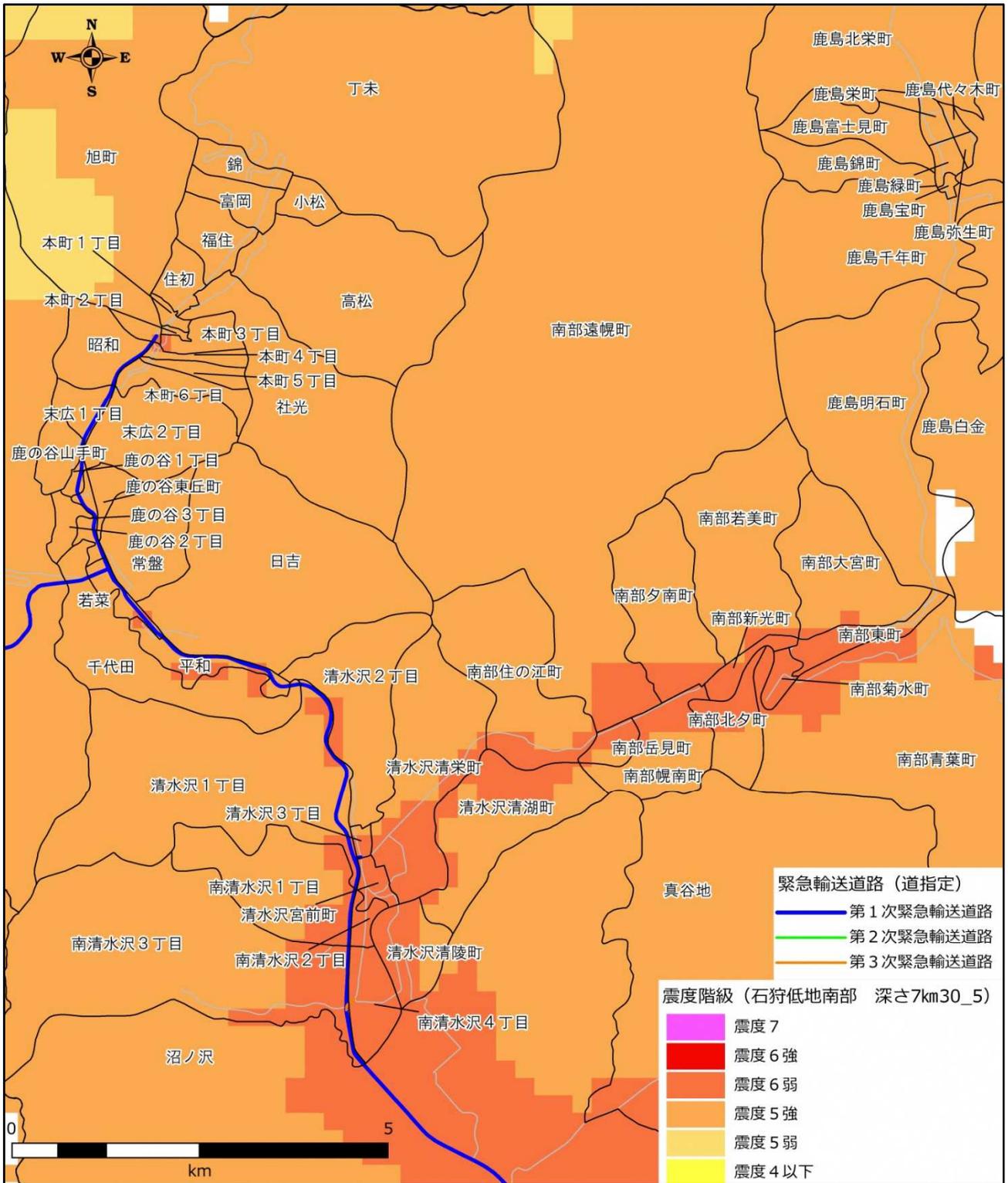
② 石狩低地東縁断層帯南部（深さ 7km30_5）地震における震度分布

石狩低地東縁断層帯南部（深さ 7km30_5）地震における震度分布（250mメッシュ）をみると、市内南部では震度 6 弱の地域が多くみられ、一部震度 6 強の地域もみられます。そのほかの地域では震度 5 強の地域が多く、北部の鹿島北栄町のほぼ全域では震度 5 弱となっています。

図表 1-3 石狩低地東縁断層帯南部（深さ 7km30_5）地震における震度分布



図表 1-4 石狩低地東縁断層帯南部（深さ 7km30_5）地震における震度分布・拡大図



2 耐震化対策の現状の把握

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状は、「道計画」の考え方をもとに推計します。「道計画」では、昭和56年以前の建設であっても、居宅・併用住宅にあつては48%、共同住宅・アパートにあつては64%が耐震性を有する建物とみなしています。

市計画においても「道計画」の比率を当てはめ、住宅総数5,528戸のうち昭和56年以前の居宅等と戸建て住宅1,431戸の48%（約681戸）、共同住宅（公営住宅を除く）264戸の64%（約168戸）は耐震性を有する建物とみなします。また、公営住宅1,291戸については、簡易診断ですべて耐震性が満たされているため耐震性を有するものと想定します。

その結果、耐震性を有する戸数は昭和56年以前の建物が2,140戸、昭和57年以降の建物が2,542戸、合計4,682戸（84.7%）となり、耐震性が不十分な建物は約846戸（15.3%）と推計されます。

平成24年度に策定された時点では、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%とすることを目標としていました。平成24年度時点の住宅耐震化率の76.0%から令和3年度までに約9ポイント上昇したものの、未だ90%には届いていない状況です。

図表 1-6 市内住宅の建設年別戸数

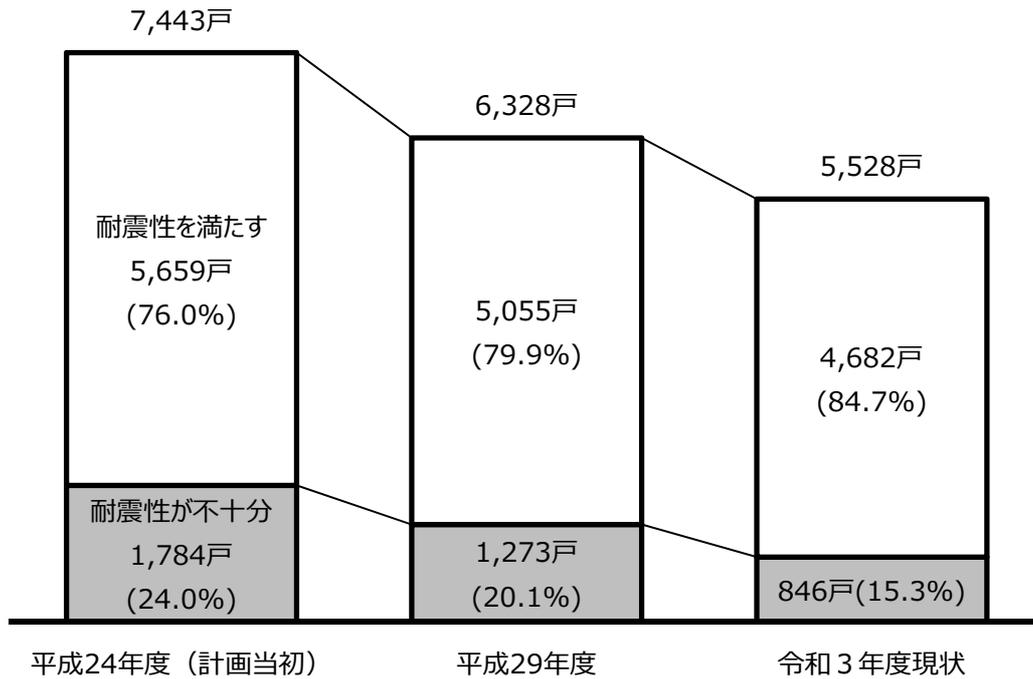
(単位：戸)

建築年	種別	構造	戸数	みなし	耐震性あり	耐震性なし	
S56 以前	居宅・戸建	民間住宅	木造	1,320	48%	629	691
			非木造	108	48%	51	57
			計	1,428		680	748
		公共賃貸住宅	木造	3	48%	1	2
			非木造	0	48%	0	0
			計	3		1	2
	小 計			1,431		681	750
	共同住宅	民間住宅	木造	2	64%	1	1
			非木造	84	64%	54	30
			計	86		55	31
		公共賃貸住宅	木造	10	64%	6	4
			非木造	168	64%	107	61
			公営住宅	1,291	100%	1,291	0
小 計			1,469		1,404	65	
S56以前 計			2,986		2,140	846	
S57 以降	居宅・戸建	民間住宅	木造	700	100%	700	0
			非木造	115	100%	115	0
			計	815		815	0
		公共賃貸住宅	木造	10	100%	10	0
			非木造	0	100%	0	0
			計	10		10	0
	小 計			825		825	0
	共同住宅	民間住宅	木造	190	100%	190	0
			非木造	55	100%	55	0
			計	245		245	0
		公共賃貸住宅	木造	132	100%	132	0
			非木造	1,340	100%	1,340	0
			計	1,472		1,472	0
小 計			1,717		1,717	0	
S57以降 計			2,542		2,542	0	
合 計			5,528		4,682	846	

※公営住宅は簡易診断ですべて耐震性が満たされていると判断されたため、耐震性を有しているとする。

資料：市調べ

図表 1-7 住宅の耐震化の状況



住宅総数について

本計画の住宅総数（戸数）については、固定資産税の台帳を元に算出しています。そのため、居宅数は新築もしくは改築に該当し、床面積が 30 m²以上の居宅を 1 戸として算出しています。

共同住宅・公営住宅等については、耐震性の有無を比較する資料とするため全て戸数で数量を算出しています。

なお、住宅数については、居住者の有無を判断しないため空き家等についても総数に入っています。

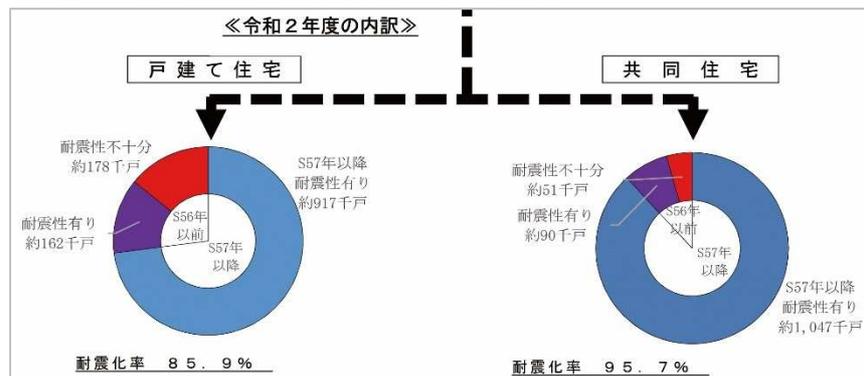
北海道耐震改修促進計画におけるみなし数量

「道計画」では、昭和 56 年以前の建設であっても以下の基準で耐震性を有する建築物とみなしています。

□住宅・併用住宅 48% (162 千戸 / (162 千戸 + 178 千戸) = 0.48)

□共同住宅・アパート 64% (90 千戸 / (90 千戸 + 51 千戸) = 0.64)

(参考) 道内の耐震化の状況 (令和 2 年度の内訳)



出典：道計画

(2) 特定既存耐震不適格建築物・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

① 特定既存耐震不適格建築物の範囲

特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法第14条の第1号から3号までに以下のように分類された既存耐震不適格建築物（昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建築物）です。

耐震改修促進法第15条第2項では、上記のうち地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める規模以上のものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、該当建築物の所有者に対して必要な指示をすることができるとされています。加えて、病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物及び学校・老人ホーム等の避難弱者が利用する大規模建築物等（要緊急安全確認大規模建築物）については、耐震改修促進法附則第3条で、耐震診断及び所管行政庁への報告が義務付けられています。

図表1-8 特定既存耐震不適格建築物の概要（耐震改修促進法第14条第1号～3号）

該当	区分	内容
1号	多数の者が利用する建築物 (以下、多数利用建築物)	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (以下、危険物貯蔵等建築物)	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3号	地震時に通行を確保すべき沿道建築物 (以下、避難路沿道建築物)	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

② 耐震化の現状

夕張市では、耐震改修促進法に規定する特定既存耐震不適格建築物が37施設あり、これらは全て多数利用建築物です。

また、これら37施設のうち公共建築物が32施設、民間建築物は5施設あり、公共建築物の27施設は耐震性を有しています。

耐震診断義務づけ対象建築物は4施設が該当し、うち耐震性を有する建築物が1施設、耐震性が不十分な建築物は3施設となっています。

図表1-9 市内の特定既存耐震不適格建築物の棟数

	特定既存耐震不適格建築物（法14条） （S56年以前建設）		安全性の向上が特に必要な建築物（法15条）		耐震診断義務付け対象建築物（法附則第3条）	
		うち耐震性あり		うち耐震性あり		うち耐震性あり
多数利用建築物	37	27	4	1	4	1
うち公共建築物	32	27	3	1	3	1
うち民間建築物	5	0	1	0	1	0
危険物貯蔵等建築物	0	0	0	0	0	0
避難路沿道建築物	0	0	0	0	-	-
合計	37	27	4	1	4	1

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象となる建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）は、建築物耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物及び耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認記載建築物であり、旧耐震基準の建築物が対象となります。

耐震診断義務づけ対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物は4施設が該当し、公共建築物の夕張中学校、市立診療所・介護老人保健施設、市役所本庁舎、民間建築物の合宿の宿ひまわりとなっています。これら4施設のうち、夕張中学校は要安全確認計画記載建築物にも該当します。

耐震性を有している施設は夕張中学校のみであり、耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震化率は25.0%となっています。

図表 1-10 耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）

分類	用途		施設名	建築年	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	耐震化率
要緊急安全確認大規模建築物	公共	学校	夕張中学校	S56	3	6,261	○	25.0%
		病院、診療所	夕張市立診療所	S47	3	9,694		
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	市役所本庁舎	S53	7	7,364		
	民間	ホテル、旅館	合宿の宿ひまわり	S48	5	6,087		
要安全確認計画記載建築物	要緊急安全確認大規模建築物のうち指定避難所		夕張中学校	(上記と同様)				

(4) 多数利用建築物

市内の多数利用建築物（昭和57年以降も含む）は100棟あり、昭和56年以前建設が37棟、昭和57年以降建設が63棟となっています。昭和56年以前の建築物のうち27棟については、耐震改修済みまたは耐震診断により耐震性が確認されています。以上から、多数利用建築物の耐震化率は90.0%となっています。

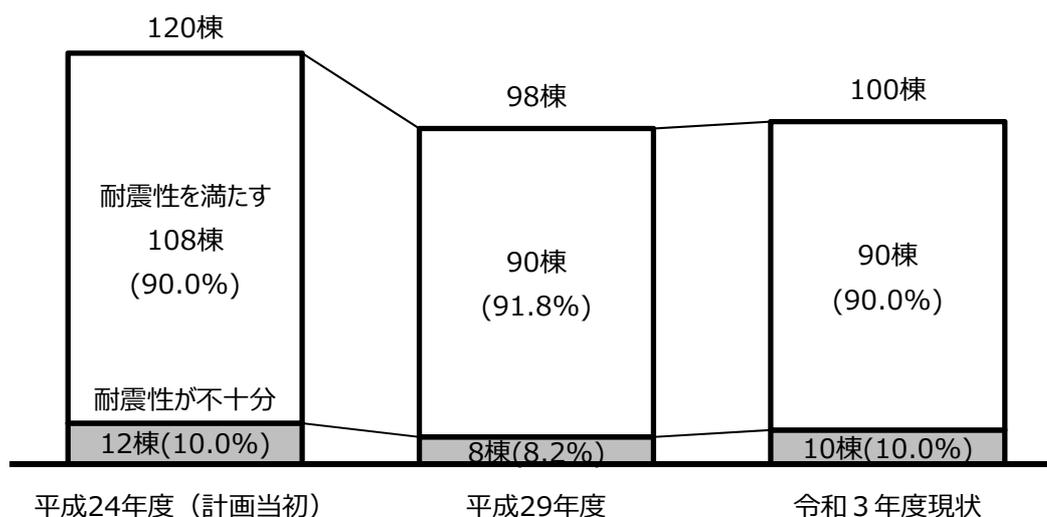
平成24年度に策定された時点では、平成27年度までに多数利用建築物の耐震化率を90%とすることを目標とし、平成29年度の見直しでは、令和2年度までに95%とすることを目標としていました。平成24年度時点の耐震化率90.0%から平成29年度で約2ポイント上昇しましたが、令和3年度では再び90%となり令和2年度までの目標であった95%には届いていない状況です。

図表 1-11 多数利用建築物の耐震化状況

(単位：棟)

所有	用途	多数利用 建築物総 数 A	S56以前の建築物		S57以降 の建築物 D	耐震性有 建築物 E=C+D	耐震化 率 F=E/A
			B	内耐震 性有 C			
公共 施設	学校	2	1	1	1	2	100.0%
	体育館	2	1	0	1	1	50.0%
	病院、診療所	1	1	0	0	0	0.0%
	賃貸住宅、寄宿舍、下宿	77	28	26	49	75	97.4%
	事務所	6	0	0	6	6	100.0%
	公益上必要な建築物	1	1	0	0	0	0.0%
公共施設 計		89	32	27	57	84	94.4%
民間 施設	百貨店、マーケットその他店舗	1	0	0	1	1	100.0%
	ホテル、旅館	3	1	0	2	2	66.7%
	賃貸住宅、寄宿舍、下宿	5	4	0	1	1	20.0%
	事務所	1	0	0	1	1	100.0%
	老人ホームこれらに類するもの	1	0	0	1	1	100.0%
民間施設 計		11	5	0	6	6	54.5%
合計		100	37	27	63	90	90.0%

図表 1-12 多数利用建築物の耐震化の状況



3 令和7年度を目処とした耐震化の目標設定

国の基本方針においては、令和2年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を95%にすることを目標とした上で、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物について、それぞれおおむね解消することを目標としています(注)。

「道計画」(令和3年4月)においては、道内の耐震化率の現況などを踏まえ、令和7年度までに、住宅については、耐震化率を少なくとも95%(令和12年度までにおおむね解消)にすることを目標としています。また、多数利用建築物、耐震診断義務付け対象建築物については、おおむね解消することを目標としています。

夕張市においても、「道計画」を踏まえて、令和7年度における耐震化率目標を住宅については95%、多数利用建築物及び耐震診断義務付け対象建築物については、おおむね解消することとします。

注：国土交通省が、耐震化率の今後の目標設定、達成状況を検証していくかなどのフォローアップのあり方について検討するために設置した「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」の取りまとめ(令和2年5月)で、住宅の耐震化率について「住宅の耐震化の目標については、(略)、現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定(令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消)することとしてはどうか。」と示している。また、建築物についても「従来の目標での継続性に固執することなく、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化して、建築物の耐震化の目標を設定することが適当でないか」と示している。

図表1-13 耐震化率目標の考え方

	区分	計画 策定当初 (年)	H29 年度 (年)	現状 (年)	R7年度 目標
国	住宅	約79% (H20)	約82% (H25)	約87% (H30)	概ね解消
	多数利用建築物	約80% (H20)	約85% (H25)	約89% (H30)	—
	耐震診断義務付け対象建築物	—	—	約73% (R3)	概ね解消
道	住宅	76.2% (H18)	約87% (H27)	90.6% (R2)	95%
	多数利用建築物	78.0% (H18)	約93% (H27)	93.7% (R2)	概ね解消
	耐震診断義務付け対象建築物	—	—	80.7% (R2)	概ね解消
夕張市	住宅	76.0% (H24)	79.9% (H29)	84.7% (R3)	95%
	多数利用建築物	90.0% (H24)	91.8% (H29)	90.0% (R3)	概ね解消
	耐震診断義務付け対象建築物	—	—	25.0% (R3)	概ね解消

※耐震診断義務付け対象建築物の現状及び目標は旧耐震基準建築物のみ対象であり、新耐震基準建築物は含まれない。

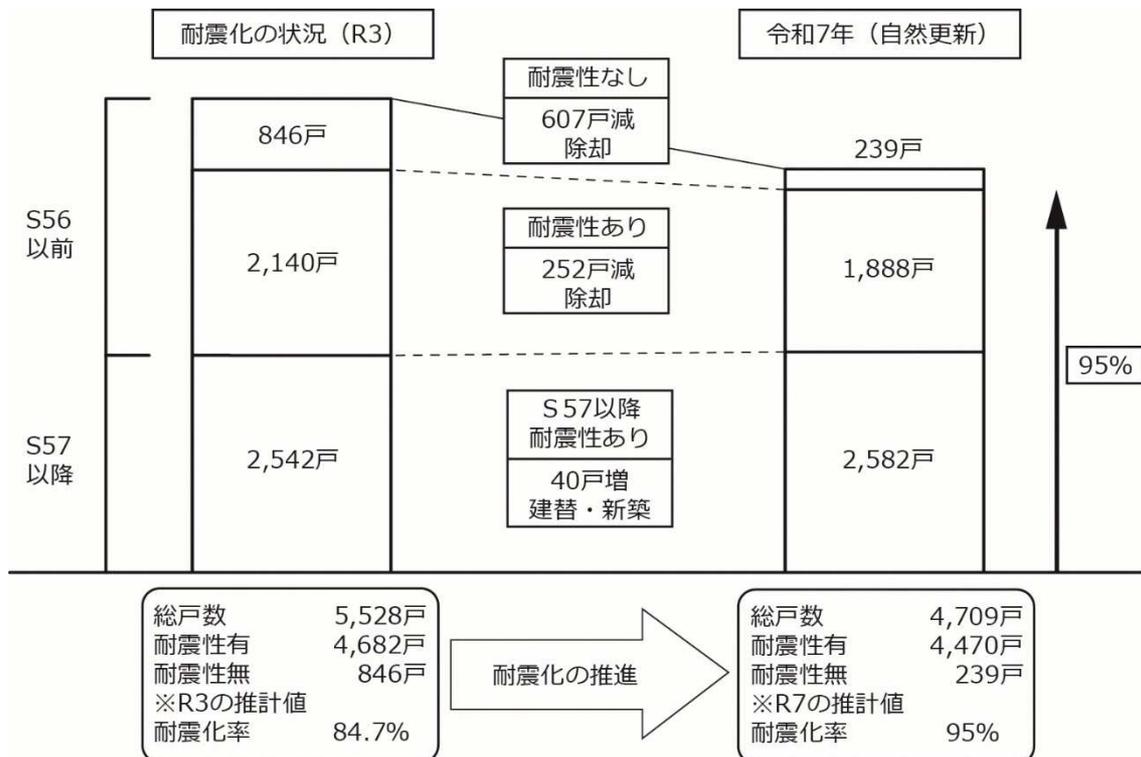
(1) 住宅における耐震化目標

令和7年度における住宅耐震化率は、新築や建替え、除却による自然更新で95%と目標をおおむね達成すると見込んでおります。

更なる耐震化率向上に向けて、耐震性不十分な住宅の耐震改修に加え、建替え・除却の促進に努めること支援策が重要です。

図表 1-14 住宅の必要耐震改修戸数の考え方

	R3年度	4年間の増減	R7年度 (自然更新)
S56 以前建設	2,986	-859	2,127
耐震性有り	2,140	-252 (公営住宅)	1,888
耐震性改修実施	0		0
耐震性不十分	846	-607 (民間住宅)	239
S57以降建設	2,542	40 (民間住宅)	2,582
合計	5,528	-819	4,709
耐震性満たす	4,682		4,470
耐震化率	84.7%		95%



① 令和7年度における住宅総数など

令和7年度の住宅総数は、令和3年度の住宅総数 5,528 戸から令和4年度～令和7年度の4年間で除却や新設される住宅戸数を想定し、令和7年度における耐震性を有する住宅戸数と耐震性が不十分な住宅戸数を算出します。

<住宅総数の想定>

- ・ 4年間の除却想定戸数^{*1} 859 戸（民間住宅 607 戸、公共賃貸住宅 252 戸）
 - ・ 4年間の新設想定戸数^{*1} 40 戸（民間住宅 40 戸、公共賃貸住宅 0 戸）
- $$5,528 \text{ 戸} - 859 \text{ 戸} + 40 \text{ 戸} = 4,709 \text{ 戸 (A)}$$

<耐震性を有する住宅戸数>

- ・ 令和3年度の耐震性を有する住宅戸数 4,682 戸
 - ・ 耐震性を有する住宅の除却戸数 252 戸（公共賃貸住宅）
 - ・ 4年間で新設が想定される戸数 40 戸
- $$4,682 \text{ 戸} - 252 \text{ 戸} + 40 \text{ 戸} = 4,470 \text{ 戸 (B)}$$

<耐震性が不十分な住宅戸数>

- ・ 住宅総数 (A) 4,709 戸
 - ・ 耐震性を有する住宅戸数 (B) 4,470 戸
- $$4,709 \text{ 戸} - 4,470 \text{ 戸} = 239 \text{ 戸}$$

* 1 : 新設住宅数、除却住宅数の設定

- ・ 民間住宅の除却戸数は、平成29年度固定資産台帳の昭和56年以前住宅数（2,121 戸）と令和3年度固定資産台帳の昭和56年以前住宅数（1,514 戸）の差（4年間）である約607 戸としました。
- ・ 民間住宅の新設戸数は、第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略で示すアクションプランや重要業績評価指標（KPI）、新築住宅取得費補助金を踏まえ、今後4年間で約40 戸（民間賃貸住宅 20 戸（アクションプラン KPI）・戸建住宅 20 戸）としました。
- ・ 公共賃貸住宅の除却・新設戸数は、公営住宅等長寿命化計画の年度別事業予定を基に算出しました。

市営住宅の新設・除却戸数（R4～7年度予定）

	新設	除却
R4	0	63
R5	0	66
R6	0	72
R7	0	51
合計	0	252

資料：夕張市公営住宅等長寿命化計画

(2) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標

令和7年度までに耐震性不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消するという目標達成のためには、夕張市立診療所、夕張市役所及び合宿の宿ひまわりの3施設について耐震化を図る必要があります。

3施設のうち、夕張市立診療所は令和3年度現在、改築工事中です。夕張市役所については、耐震化に向けた検討を進めています。合宿の宿ひまわりについても、所有者に対して情報提供を行いながら、耐震化の促進を図ります。

図表1-15 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化方針

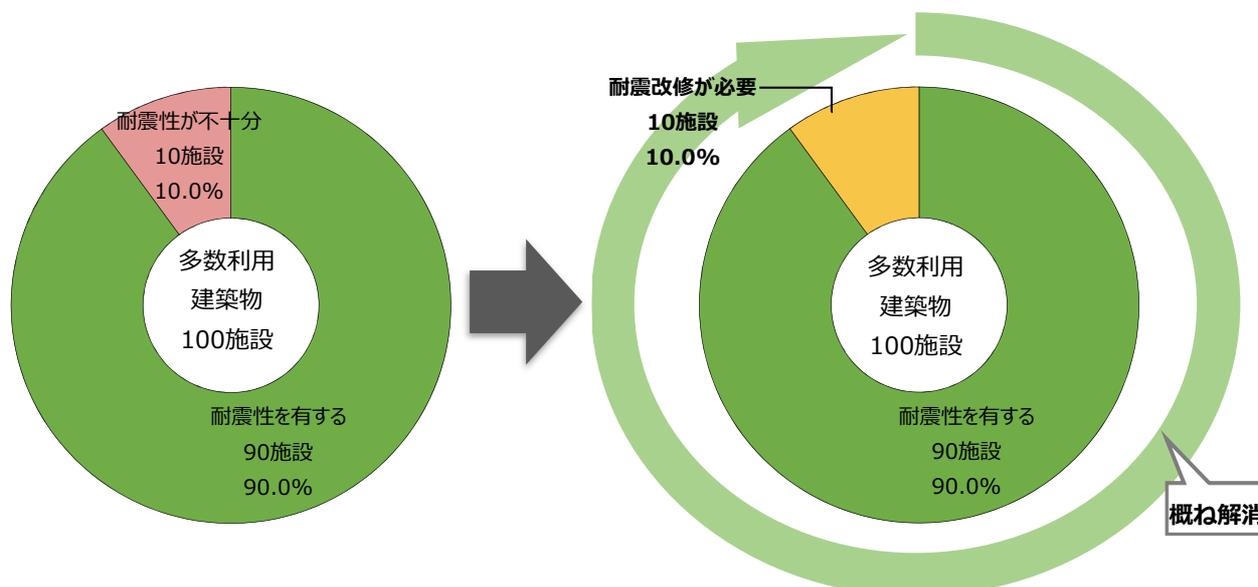
区分	施設名	建築年	階数	延床面積 (㎡)	耐震性	耐震化方針
公共	夕張中学校	S56	3	6,261	○	耐震化済
	夕張市立診療所	S47	3	9,694		改築事業中 (R5年度供用開始予定)
	市役所本庁舎	S53	7	7,364		未定
民間	合宿の宿ひまわり	S48	5	6,087		未定

(3) 多数利用建築物における耐震化目標

令和7年度における多数利用建築物の施設数は令和3年度と同数であると想定し、既存建築物は建替が行われないものと仮定します。

その場合、令和7年度までに耐震性不十分な多数利用建築物をおおむね解消するという目標達成のためには、公共建築物5施設、民間建築物5施設の10施設について耐震化を図る必要があります。

図表1-16 多数利用建築物の必要耐震改修施設数の考え方



2章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 優先的に耐震化を促進する建築物の設定

耐震性が不十分である多数利用建築物のうち、特に、耐震診断義務付け対象建築物である3施設については、優先的に耐震化を促進する建築物として設定します。

公共施設については、地震防災の観点から重要な施設が多いため、今後とも維持管理を行っていく建築物については、耐震診断の結果を踏まえ、個々の状況に応じて、建て替え、耐震補強、用途廃止といった方針を定め、計画的な耐震化に取組み、計画期間において耐震化を図られるよう努めるものとします。

また、民間の施設については、早期の耐震診断の実施に努め、耐震診断結果、必要に応じて耐震補強等を実施するなど耐震化を図られるように努めます。

2 地震時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号において、都道府県は建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項を記載できることとされています。

北海道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を地震時に通行を確保すべき道路（以下、「緊急輸送道路」という）として指定しています。

夕張市においては、「第1次緊急輸送道路」として道東自動車道、国道274号（三川国道）、国道452号（夕張国道）及び道道札幌夕張線、道道夕張岩見沢線の一部（市役所まで）が位置づけられており、「第3次緊急輸送道路」として道道夕張長沼線の一部が位置づけられています。

尚、地震時に通行を確保すべき道路については、市道に関して市独自に緊急輸送道路の指定を行うことが可能ですが、夕張市の市道は道路幅員が確保されている路線が多く、また市道沿いの建物に高層のものがいないために、建物倒壊によって通行が妨げられるような状況が考えにくいことから、現時点において市独自での指定は行いませんが、今後関係機関と連携する中で検討していきます。

北海道の緊急輸送道路

・第1次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

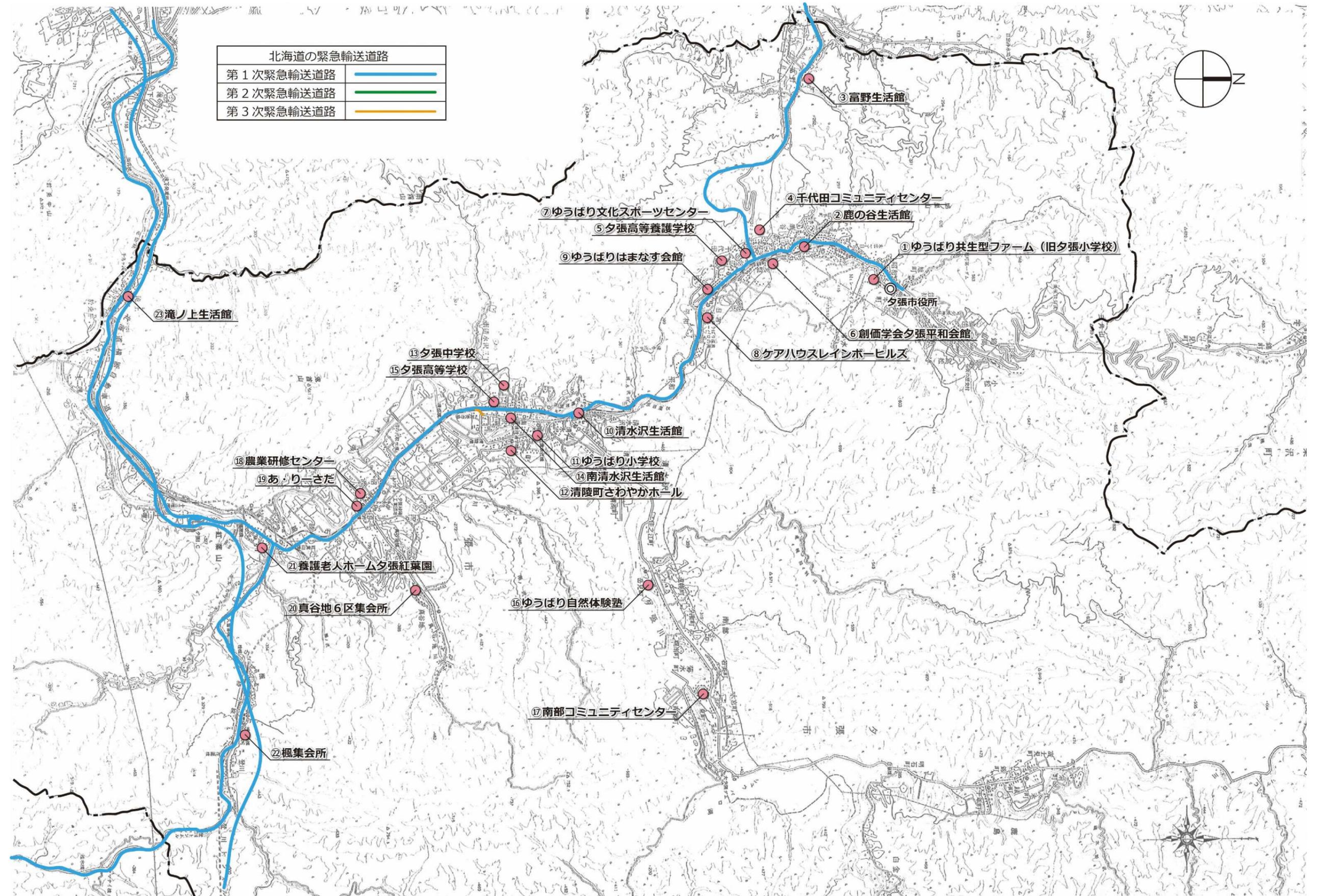
・第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路

・第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

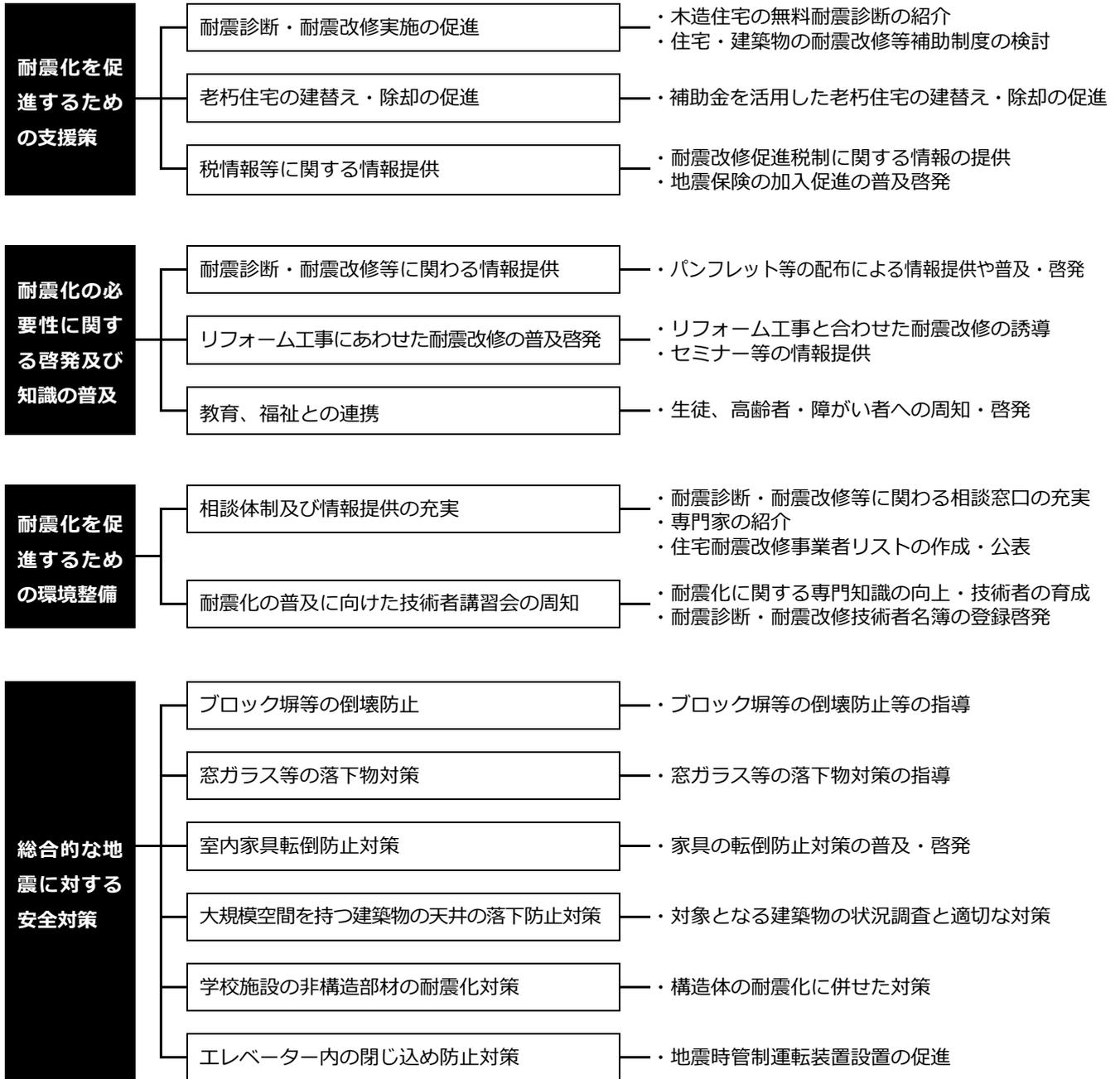
図表 2-1 地震時に通行を確保すべき道路・収容避難所



3 耐震診断・改修を図るための支援策の検討

夕張市は住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、住宅・建築物の所有者が自らの問題・地域の問題という意識のもと、地震防災対策に取り組むよう努めます。

施策の展開にあたっては、次の4つを基本的な柱として、国や北海道の補助金や交付金の活用検討も含め、効果的・効率的に実施します。



(1) 耐震化を促進するための支援策

建築物の耐震診断・耐震改修の実施に対する建築主への支援について、以下に示す支援策の利用や制度創設に向けた検討を進め、耐震化の促進を図ります。

① 耐震診断・耐震改修実施の促進

■耐震診断実施の促進

住宅の耐震化を進めるうえで、まず耐震診断を行う必要があります。耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断するうえで必要な調査となります。

北海道では、道民に対して適切な情報提供と耐震化に関する意識啓発を行うことを目的に、戸建て木造住宅を対象にした無料耐震診断（簡易診断）を実施しています。耐震診断の結果、耐震性に疑義があると判定された住宅の所有者等に対しては、（一社）北海道建築士事務所協会で開催している有料相談やホームページ等による耐震診断技術者名簿などの情報提供を行い、より詳細な診断を勧めることとしています。

夕張市は、耐震診断を希望する市民に対し、北海道空知総合振興局の対応窓口を紹介するほか必要な資料やその作成方法等についてのアドバイスを行うことで、耐震診断実施の促進を図ることとします。

■耐震改修等補助制度の検討（国及び北海道の施策と夕張市の方針）

北海道では、国と連携し道民の不利益の解消を図るとともに市町村の取り組みを支援するため、社会資本整備総合交付金を活用した「既存住宅耐震改修事業補助金制度」を創設しています。この制度は、各市町村で国の交付金及び北海道の補助事業を活用しての耐震診断・設計及び耐震改修について補助制度を定めることにより、例えば、耐震改修の場合は、昭和56年以前の旧耐震の木造住宅で、耐震診断により改修の必要があるとされた住宅の耐震改修を行う所有者に対し、国・道費・市町村負担金額を合わせて最高70万円（定額補助の場合）の補助金を支給することができるものです。

国においても、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを行う市町村に対する「パッケージ支援（総合支援メニュー）」や、令和4年度末までの国単独の時限補助金として、耐震診断の義務付け対象となる民間の多数利用建築物等に対する耐震補強設計及び耐震改修補助を行っています。

夕張市では今後、まずは市民の地震に対する意識づくりや建物の耐震化の必要性について情報発信します。

② 老朽住宅の建替え・除却の促進

旧耐震基準の住宅は、少なくとも建築後40年以上が経過し、老朽化が進んでいることが考えられます。

夕張市では、新築住宅取得費補助金や老朽建築物等除却費補助金を設けていることから、これらの補助金を活用しながら、老朽化が進む旧耐震基準の住宅の建替え、除却の促進に努めます。

③ 税情報等に関する情報提供

耐震改修の促進を図るため平成 18 年度から国において税制改正が行われ、「所得税減税」と「固定資産税減税」による、耐震改修促進税制が創設されました。同じく、地震保険料における所得金額からの控除（地震保険料控除）等も含めた税制等について、情報提供を図ります。

[所得税減税]

個人が、自ら居住の用に供する住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限る。）について住宅耐震改修を行った場合には、一定の金額をその年分の所得税額から控除するものです。

[所得税減税の概要（住宅）]

個人が、平成 21 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日（予定）までの間に、自己の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限る。）について、現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準）に適合させる住宅耐震改修をした場合には、当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額（上限：250 万円）の 10%がその年分の所得税額から控除される。

[固定資産税減税]

自己居住用物件に限らず、一定の耐震改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額されます。

[固定資産税減税の概要（住宅）]

平成 25 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（予定）までの間に、昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅について、現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準）に適合させる 50 万円超の住宅耐震改修をした場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の 2 分の 1 を減額（1 戸当たり 120 ㎡相当分までに限る。）するものです。

①戸当り床面積が 120 平方メートル以下の場合：税額の 2 分の 1

②戸当り床面積が 120 平方メートルを超える場合：120 平方メートルに相当する税額の 2 分の 1

(2) 耐震化の必要性に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者に耐震化の必要性を知ってもらうことから始まるため、周知・啓発がどの程度行われるかが耐震化の成果に大きく影響することになります。

このため、建築物の所有者等には、機会を通じて耐震化の必要性について普及・啓発していきます。

また、広く耐震化を促進する上で、福祉・教育部局などとも連携して耐震化の普及促進に向けた体制を整えます。

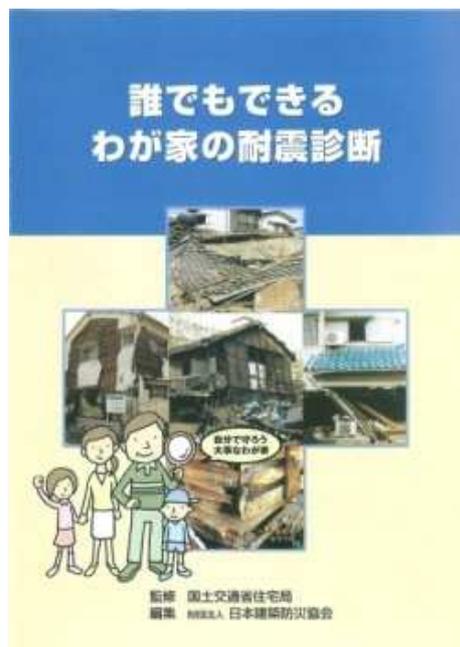
① 耐震診断・耐震改修等に関わる情報提供

夕張市は、住宅・建築物の耐震化など地震対策を推進するために、パンフレット等の作成・配布により「揺れやすさマップ（※資料2）」の公表を行います。パンフレットには、耐震診断・改修の必要性、耐震診断・改修をする場合の流れ（相談、診断、補助制度等）、揺れやすさマップ等を盛り込みます。

また、市ホームページや広報誌、（一財）法人日本建築防災協会等が公表している以下のパンフレット等を活用し、耐震診断・耐震改修等に関わる住民への周知及び啓蒙・啓発を推進します。

[(一財)日本建築防災協会が当該ホームページで公表しているパンフレット]

- ・ 誰でもできるわが家の耐震診断
- ・ 建築物の耐震改修事例集
- ・ 耐震改修工事費の目安 等



誰でもできる わが家の耐震診断

② リフォーム工事にあわせた耐震改修の普及啓発

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であるといえます。

夕張市では、リフォーム工事費に関する補助金を設置していることから、これらの工事と合わせた耐震改修の誘導を図ります。

また、北海道などが開催する一般向けの住宅耐震セミナー等の情報提供を行い、所有者に対する耐震化の普及啓発を図ります。

③ 教育、福祉との連携

小中学校の学校教育の中で生徒に対して、地震の危険性や、住宅の耐震化の必要性をPRすることで、耐震化の促進につながることを考えられることから、教育関係者と連携して、耐震化の周知・啓発を行います。

また、高齢者や障がい者を持つ方は、地震発生時の避難行動や避難施設での生活において、不便をなされる場合が想定されるので、福祉関係者と連携して、耐震化の周知・啓発等の支援を行います。

(3) 耐震化を促進するための環境整備

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が安心して相談できる体制や、耐震化に関わる情報を入手しやすい環境を整備することが重要です。

このため、夕張市では相談窓口での情報提供に向けた環境整備を行ってまいります。

① 相談体制及び情報提供の充実

悪質なりフォーム詐欺による被害が社会問題化するなど住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要課題となっています。特に「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要があります。

夕張市では、住宅に関する一般的な事柄やリフォームに関する相談などに対応していますが、今後も耐震診断や耐震化等についてもきめ細やかな対応を充実し、空知総合振興局や(一財)北海道建築指導センターの住宅相談、北海道が公表している耐震診断・耐震改修技術者名簿の紹介なども行ってまいります。

また、市ホームページや広報誌等を活用した耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実に努めます。

② 耐震化の普及に向けた技術者講習会の周知

夕張市内の設計事務所及び施工業者が耐震化に関する技術的な相談に応じられるように、北海道や建築関係団体と連携して、各種講習会の開催や受講の奨励を行い、専門知識の向上と技術者の育成、耐震診断・耐震改修技術者名簿の登録啓発を図ります。

(4) 総合的な地震に対する安全対策

これまでの建築物に関する地震被害は、建築物の構造に起因する建物倒壊のほかに、窓ガラス等の落下やブロック塀、屋内の家具の転倒などによる人的被害も多く発生しています。

このため、建築物の耐震化と合わせて、地震時における以下の安全対策について促進してまいります。

① ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、門柱、自動販売機等（以下、「ブロック塀等」という。）の倒壊を防止するため、市街地で主要な道路やスクールゾーンに面する既存ブロック塀等においては、建築パトロールや町内会等を通じて、維持保全の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準などの安全性の確保の周知に努めます。

② 窓ガラス等の落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要な道路等に面する3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告部等（以下、「窓ガラス等」という。）で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、建築物の所有者等に対し改善指導を行っていきます。

③ 室内家具転倒防止対策

地震はいつ起こるか予想ができず、就寝中に起こる可能性も考えられます。阪神・淡路大地震で被害にあわれた方のうち、数百の方が室内家具の転倒による圧死であるとされています。このことから、被害の軽減を図るために家具の固定方法等についての普及・啓発を行います。

④ 大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策

大規模空間を持つ建築物の落下事故を防止するため、北海道の指導の元に対象となる建築物の天井の状況を調査し、その結果を報告し、必要に応じて適切な落下防止対策を講じます。

⑤ 学校施設の非構造部材の耐震化対策

学校施設の天井材、内装材、窓ガラス、書棚等の非構造部材の耐震化についても、構造体の耐震化に併せて、その対策に努めます。

⑥ エレベーター内の閉じ込め防止対策

地震発生時において、建築物に設置しているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防止するため、地震の初期振動を感知し最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知していきます。

3章 啓発及び地域の普及に関する事項

1 住宅・建築物の耐震化に係る現状と課題

(1) 耐震化の現状

夕張市内の住宅・建築物 4,568 棟のうち、昭和 56 年の建築基準法改正前に建てられた木造建築物は 2,050 棟、非木造建築物は 822 棟（合計 2,872 棟）で全体の 63%を占めています。

住宅に限ると、全住宅戸数 5,528 戸のうち、昭和 56 年以前に建てられた戸数は 2,986 戸（公営住宅を含む）ですが「道計画」の考え方に基づく耐震化率は 84.7%となっており、「道計画」の北海道全体の住宅耐震化率である 90.6%より 5.9 ポイント低い数値となっています。

仮に、夕張市に最も大きな影響を及ぼすであろうと推定される石狩低地東縁断層帯主部地震（最大震度 6 強）が冬にあった場合、市内の建築物すべてのうち、全壊もしくは半壊が約 330 棟となることが推計されています。

(2) 耐震化の課題

建物の耐震化を促進していくためには以下のような課題に対し、適切な施策を実施する必要があると考えられます。

① 住民の意識

地震多発地域に比べ、地震や耐震化に対する住民の意識が必ずしも高いとは言えません。

② 情報提供・相談窓口

以下の①～③に関する項目を含め、住宅・建築物の所有者が耐震診断・改修を実施する際に必要とする情報を幅広く発信するとともに、相談体制の充実を図ることが重要といえます。

① 耐震診断・改修の手順

耐震化にあたり、何から始めれば良いのか、工事までに必要な手続き等について

② 耐震診断・改修の費用負担

耐震改修工事を行う際の工事費など、費用負担等に関する情報について

③ 技術者の選定

耐震診断・耐震設計・耐震改修工事について、それぞれ信頼できる技術者を選定するための情報や資料の問い合わせ先について

2 耐震化促進への基本的な考え方

(1) 耐震化促進に向けた各主体の役割

① 建物所有者の役割

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制など、自らの問題のみならず、地域の問題という意識を持ち、地震に対する安全性を主体的に確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

② 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の安全性の確保は人命に係る重要な要素であるとの認識をもち、住宅や建築物の所有者をはじめ地域との信頼関係を築くことに努め、それぞれの企業努力の基に耐震改修のニーズを掘り起こし、耐震化工事に関する知識を深め、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努めるものとします。

③ 夕張市の役割

夕張市は、北海道との連携のもと、建物の耐震化に係る相談体制の整備や適切な情報提供を行うなど、住宅・建築物の安全性向上に関する啓発及び知識の普及に努め、夕張市民が安心して耐震診断・耐震改修が行える環境整備に取り組むこととします。

市民ひとりひとりの意識の芽生え・向上に合わせて、耐震診断及び耐震改修に対する負担低減のための制度について検討し、必要な施策を講じることにより耐震改修を促進します。

(2) 基本的な取り組み方針

夕張市における住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的な取り組み方針は以下のとおりです。

- 建物の所有者が建物の耐震化に対する認識を持つために、地震の危険性と建物の耐震性についての意識を啓発し、知識を普及することに努めます。
- 建物の所有者に対する耐震診断や耐震改修を行うために必要な情報の提供と、相談体制の充実に努めます。
- 耐震化の促進に向けた支援策については、国や北海道等と連携をはかるとともに、建築物の特性に応じて優先的に耐震化を促進すべき建築物等について検討を行います。
- 耐震診断や耐震改修の促進をはかるための建物所有者に対する費用軽減の措置について、検討を行います。

3 耐震改修促進法等による指導や命令等

夕張市は、建築物の所有者に対し、所管行政庁である北海道と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等や、建築基準法に基づく命令等の対応を必要に応じて進めていくこととします。

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（北海道）は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して必要な指導・助言を行うとされています。

また、耐震診断義務付け対象建築物及び安全の向上が特に必要な多数利用建築物等については、耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言、指示を行う必要性が高いため、所管行政庁（北海道）は、国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わないものに対しては必要な指示を行うとされています。さらに正当な理由なく所有者が指示に従わなかったときは、その旨を公表するとされています。

夕張市は、所有者に対して情報提供し耐震診断及び耐震改修の促進に努めるとともに、必要に応じて北海道と連携しながら対応していきます。

(2) 建築基準法に基づく勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務付けられている大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁（夕張市の場合は北海道）は建築基準法に基づく勧告や命令を行うことがありとされています。

夕張市は、所有者に対して必要な対策をとるよう促すとともに、北海道と連携しながら対応していきます。

建築基準法による勧告又は命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や、勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第 2 項の規定に基づく命令を行うことができるとされています。

(3) 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」との連携

「道計画」においては、道は、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置し、当該会議を定期的に開催して、住宅・建築物の耐震化に向けて連携して取り組むことが位置づけられています。

当該会議では、目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体等の取り組みを連絡協議し、住宅・建築物の耐震化の促進を図ることとしています。

夕張市においても、会議へ参加し連携を図りつつ、建築物等の総合的な地震対策を推進することとします。

4章 計画の達成に向けて

1 計画の達成に向けて

(1) 計画の見直し等について

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間ですが、この間の社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、耐震化の進行状況を確認します。また、年度ごとに目標数値との比較検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

(2) 国等の制度変更について

本計画に関わる国等の制度の変更があった場合には、本計画の見直しを行うまでの間は、本計画はその内容に整合するものとします。